政府施設における太陽光発電の率先導入について(案)

和 5 年 9 2 7 日 月 公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議 6 年 和 3 月 2 5 日 改 定 部 令 和 7 年 3 月 2 5 日 改 部

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)において、政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこと、各府省庁は、太陽光発電の導入に関する整備計画を策定すること等が規定されている。

また、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月22日公表。以下「エネルギー需給見通し」という。)における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行することで6.0GW分の導入が見込まれている。

その上で、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)においては、各府省庁において、kW(設備容量)ベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定することとされている。

これらを踏まえ、政府施設における太陽光発電の導入について、以下のとおり取り組むこととする。

1. 基本的な考え方

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、太陽光発電の庁舎等への導入を始め とした再生可能エネルギーの活用について、継続的に、最大限取り組むことが不可欠であり、 特に比較的短期間での設置が可能な太陽光発電については、政府施設における率先導入が必要な状況にある。

このため、施設を保有する府省庁においては、政府実行計画、規制改革実施計画等を踏ま え、太陽光発電の導入目標と整備計画を策定し、取組を進めるものとする。

2. 目標の考え方

(1) 設置可能な建築物、敷地(導入ポテンシャル)の考え方について

太陽光発電設備の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する 2022 (令和 4) 年度実施状況調査」(以下「FU 調査」という。) において、簡易判定基準(参考) を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能な建築物(敷地を含む。)」については、以下のとおり整理することとする。

建築物: 建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定(設置可能性が高い)、B 判定(設置可能性は高いが、懸念事項あり)となったものを設置可能な建築物とする。

敷 地:建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定(設置可能性が高い)、 B 判定(設置可能性は高いが、懸念事項あり)となったものを設置可能な敷地と する。

また、簡易判定基準で、C+判定(その他の要因がある)、C-判定(技術的要因がある)の建築物、敷地についても、既に太陽光発電設備が設置されている場合や、追加で設置される場合がある(※)。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合はC-判定となる。

簡易判定基準でA判定、B判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物、敷地の考え方は必要に応じ適切に見直すこととする。

なお、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となるペロブスカイト太陽電池については、政府実行計画において、政府が保有する建築物等への導入を率先して進めることとされている。現時点では、上記の考え方において考慮していないが、社会実装の状況(生産体制、施工方法の確立等)を踏まえ、FU調査等を活用しつつ、導入ポテンシャルや導入目標等について精査・検討する。

(2) 件数ベースでの目標について

政府実行計画における目標は、「2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置する」こととされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物、敷地(導入ポテンシャル)の件数については、(1)の考え方によるものとし、政府施設における件数ベースの目標は、導入ポテンシャルの件数の約50%以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた2021年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物:導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光発電設備が導入されていれば導入件数1件と数える。

敷 地:建築物1件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同 一住所で1件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光発電設 備が導入されていれば導入件数1件と数える。

(3) kW(設備容量) ベースでの目標について

2030 年度エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである 6.0GW の推計は、下記のとおり行われている(※)。

- ① 既設分の設備容量及び国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの 50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。
- ※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第34回)資料4

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf)

各府省庁における kW(設備容量) ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設分の設備容量及び、(1)の設置可能な建築物、敷地から、導入ポテンシャルを求める。
- ② ①の導入ポテンシャルの約 50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から 2021 年度までの既設分の設備容量を差し引く。

(4) 各府省庁の目標について

(1)~(3)の考え方に基づき計算した各府省庁の太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標は、別紙のとおり。

3. 取組の進め方

政府実行計画において、太陽光発電の最大限の導入のため、各府省庁は太陽光発電の導入 に関する整備計画(以下「太陽光発電整備計画」という。)を策定し、計画的な整備を進め ることとされており、2. で示した目標の達成に向けて、計画的な導入が必要である。

このため、施設を保有する府省庁においては、2.(2)の件数ベースでの目標、2.(3)の kW(設備容量)ベースでの目標を含む、太陽光発電整備計画を策定し、計画的な整備を進めることとする。

また、太陽光発電整備計画に基づく計画的な整備を実現するにあたり、2022 年度 FU 調査において設置可能と判断された建築物・敷地に関して、各種書類(構造計算書等)の保有状況等の必要な情報収集、保有状況等に応じた優先順位付け、太陽光発電整備計画への反映等を実施する。

加えて、目標達成に向けては、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において、各府省庁における点検結果や太陽光発電整備計画の見直しの内容をとりまとめ、政府全体の目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ、PDCA を回すこととする。

なお、公共部門で 6.0GW の導入が必要となることから、導入目標の達成状況や各府省庁で 実施する導入候補箇所の調査・検討等の結果を踏まえつつ、政府施設における kW(設備容量)ベースでの目標は必要に応じ適切に見直すこととする。

〇各府省庁における太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標

| | 太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み | | | | | | | |
|-----------|----------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|--------------|------------------|------------------------|--------------------------|
| 府省庁名 | 2021年度までの 導入実績 | 2022年度の 導入実績 | 2023年度の 導入実績 | 2024年度 新規導入実績・ 導入見込み | 導入実績 (件数) | 導入ポテンシャル (件数) | 2030年度 導入目標 (件数) | 導入目標に 対する導入割合 (件数) |
| | (累積) | (単年度) | (単年度) | (単年度) | (累積) | / 14 \ | / IIL \ | (0/) |
| 中間ウラ | (件) | (件) | (件) | (件) | (件) | (件) | (件) | (%) |
| 内閣官房 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 3 | 100.0% |
| 内閣法制局 | _ | _ | _ | - | 0 | _ | _ | - |
| 人事院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0.0% |
| 内閣府 | 10 | 0 | 4 | 1 | 15 | 19 | 10 | 150.0% |
| 宮内庁 | 11 | 2 | 0 | 0 | 13 | 31 | 16 | 81.3% |
| 公正取引委員会 | _ | _ | _ | _ | 0 | _ | - | _ |
| 警察庁 | 17 | 1 | 0 | 0 | 18 | 48 | 24 | 75.0% |
| 個人情報保護委員会 | _ | | | _ | 0 | | | |
| カジノ管理委員会 | _ | | | _ | 0 | | _ | |
| 金融庁 | _ | _ | _ | _ | 0 | _ | _ | _ |
| 消費者庁 | _ | | _ | _ | 0 | | _ | _ |
| こども家庭庁 | _ | _ | 0 | 0 | 0 | _ | _ | _ |
| デジタル庁 | _ | _ | _ | _ | 0 | _ | _ | _ |
| 復興庁 | _ | _ | _ | _ | 0 | _ | _ | _ |
| 総務省 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 | 5 | 80.0% |
| 法務省(※2) | 181 | 6 | 4 | 2 | 193 | 569 | 285 | 67.7% |
| 外務省 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 7 | 4 | 150.0% |
| 財務省 | 241 | 2 | 6 | 2 | 251 | 1,329 | 665 | 37.7% |
| 文部科学省 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 100.0% |
| 厚生労働省 | 123 | 2 | 4 | 10 | 139 | 1,104 | 552 | 25.2% |
| 農林水産省 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 | 242 | 121 | 9.1% |
| 経済産業省 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 3 | 133.3% |
| 国土交通省(※3) | 179 | 1 | 10 | 5 | 195 | 880 | 440 | 44.3% |
| 環境省 | 110 | 2 | 2 | 4 | 118 | 260 | 130 | 90.8% |
| 防衛省 | 15 | 0 | (※1) | (※1) | (※1) | (※1) | (※1) | (※1) |
| 会計検査院 | 2 | 0 | 0 | | 2 | 2 | 1 | 200.0% |
| 政府全体 | 918 | 16 | 30 | 24 | 973(※1) | 4,510(※1) | 2,261(※1) | 43.0% (※1) |
| 内閣官房·内閣府 | 13 | 0 | 4 | 1 | 18 | 24 | 13 | 138.5% |

- 一部数値は精査中。
- ・建築物、敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。
- ・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

(※1): 防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画(マスタープラン)を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討 予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

(※2): 法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。

(※3):国土交通省においては、対象となる建築物、敷地が FU 調査ベースで、約5,000 件あり、2030 年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている

〇府省庁別 太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み(設備容量ベース) [2023 年度]

| | 太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み | | | | | | 2030年度 | |
|-----------|----------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------|--|----------------------------|
| 府省庁名 | 2021年度までの 導入実績 | 2022年度の導入 実績 (単年度) | 2023年度の導入 実績 (単年度) | 2024年度新規導 入実績・ 導入見込み (単年度) | 2022〜2024年度 の導入実績・導入 見込み | 導入ポテンシャル (設備容量) | 導入目標 (設備容量) ()は導入ポテンシャル の50%を超えて導入済 みの設備容量 | 導入目標に 対する導入割合 (設備容量) |
| | (kW) | (kW) | (kW) | (kW) | (kW) | (kW) | (kW) | (%) |
| 内閣官房 | 447 | 0 | 0 | 0 | 0 | 476 | (209) | (※1) |
| 内閣法制局 | _ | - | _ | - | _ | - | _ | - |
| 人事院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 252 | 126 | 0.0% |
| 内閣府 | 235 | 0 | 115 | 20 | 135 | 566 | 48 | 41.7% |
| 宮内庁 | 160 | 21 | 0 | 0 | 21 | 1,343 | 512 | 0.0% |
| 公正取引委員会 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 警察庁 | 297 | 30 | 0 | 0 | 30 | 3,056 | 1,231 | 0.0% |
| 個人情報保護委員会 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| カジノ管理委員会 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 金融庁 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 消費者庁 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| こども家庭庁 | _ | _ | 0 | 0 | 0 | _ | _ | _ |
| デジタル庁 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 復興庁 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 総務省(※2) | 91 | 0 | 0 | 0 | 0 | 103 | (40) | (※1) |
| 法務省(※4) | 3,938 | 361 | 75 | 40 | 476 | 26,389 | 9,257 | 0.4% |
| 外務省 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 440 | 60 | 0.0% |
| 財務省 | 3,210 | 121 | 66 | 10 | 197 | 36,473 | 15,027 | 0.1% |
| 文部科学省 | 82 | 0 | 0 | 0 | 0 | 82 | (41) | (※1) |
| 厚生労働省 | 1,928 | 10 | 35 | 292 | 337 | 38,182 | 17,163 | 1.7% |
| 農林水産省 | 111 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,366 | 4,072 | 0.0% |
| 経済産業省 | 265 | 0 | 0 | 0 | 0 | 470 | (30) | (※1) |
| 国土交通省(※5) | 2,300 | 60 | 106 | 164 | 330 | 22,200 | 8,800 | 1.9% |
| 環境省 | 1,015 | 11 | 18 | 20 | 49 | 4,782 | 1,376 | 1.4% |
| 防衛省 | 162 | 0 | (※3) | (※3) | (※3) | (※3) | (※3) | (※3) |
| 会計検査院 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | (25) | (※1) |
| 政府全体 | 14,450 | 614 | 415 | 546 | 1,575(※2) | 143,229(※2) | 57,671(※2) | 2.7% (※2) |
| 内閣官房•内閣府 | 682 | 0 | 115 | 20 | 135 | _ | _ | - |

- 一部数値は精査中。
- ・建築物、敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。
- ・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。
- (※1): 2021 年度実績で導入ポテンシャルの 50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。
- (※2): 総務省は、2021 年度実績で導入ポテンシャルの50%を超えて導入済だが、2030 年度までに、残りの導入ポテンシャルに相当する12.2kW 導入(累積で103kW) することを目標設定している。
- (※3): 防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画(マスタープラン)を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討 予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。
- (※4): 法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。
- (※5):国土交通省においては、対象となる建築物、敷地が FU 調査ベースで、約5,000 件あり、2030 年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている

〇設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

| 判定項目 | 選択肢 | 判定レベル |
|--------------|------------------------|-------|
| 建築物の耐震対策 | 新耐震基準 | Α |
| | 旧耐震基準(耐震対策実施済) | Α |
| | 旧耐震基準(耐震対策未実施) | C- |
| 海岸からの距離 | 0m~100m 未満 | В |
| | 100m~500m 未満 | В |
| | 500m~1km 未満 | В |
| | 1km 以上 | Α |
| 平均積雪量 | 0cm~100cm 未満 | Α |
| | 100cm~150cm 未満 | Α |
| | 150cm~200cm 未満 | В |
| | 200㎝以上 | C- |
| 空きスペースに影響する建 | 建替え予定:2030 年度以前 | В |
| 替え、改修、建物廃止、解 | 建替え予定:2030 年度より後 | В |
| 体計画 | 建替え予定:時期未定 | В |
| | 空きスペースの改修予定: 2030 年度以前 | В |
| | 空きスペースの改修予定:2030年度より後 | В |
| | 空きスペースの改修予定:時期未定 | В |
| | 建物廃止予定: 2030 年度以前 | C- |
| | 建物廃止予定:2030年度より後 | В |
| | 建物廃止予定:時期未定 | В |
| | 解体予定: 2030 年度以前 | C- |
| | 解体予定:2030年度より後 | В |
| | 解体予定:時期未定 | В |
| | 計画なし | A |
| 空きスペースの面積 | 20 ㎡未満 | C- |
| | 20 ㎡以上 | Α |
| 屋根形状 | 陸屋根 | A |
| | 折板屋根 | A |
| | 傾斜屋根(瓦) | В |
| | 傾斜屋根 (金属) | Α |
| | スレート屋根 (大波スレート除く) | A |
| | 大波スレート屋根 | C- |

| | 曲面屋根 | В |
|------------------------|---------------------|------------|
| | テント式屋根 | C— |
| | その他 | В |
| 建築物における電力使用状 | 平日、休日ともに電気を使用している | A |
| 況 | 主に平日のみ電気を使用している | В |
| | 年間通じて電気の使用量が無い、もしくは | C+ |
| | ほとんど無い | 0 + |
| | 不明 | В |
| 空きスペース全体が年間を | なる | C- |
| 通じて日影になるか | ならない | A |
| 太陽光発電設備を設置でき ない他の要因 | ある | C+ |

〇設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

| 判定項目 | 選択肢 | 判定レベル |
|----------|------------------------|-------|
| 地盤強度・地耐力 | 設備設置可能と確認 | A |
| | 設備設置可能か未確認 | В |
| | 設備設置不可 | C— |
| 海岸からの距離 | 0m~100m 未満 | В |
| ※建物と同じ情報 | 100m~500m 未満 | В |
| | 500m~1km 未満 | В |
| | 1km 以上 | A |
| 平均積雪量 | 0cm~100cm 未満 | Α |
| ※建物と同じ情報 | 100cm~150cm 未満 | A |
| | 150cm~200cm 未満 | В |
| | 200㎝以上 | C— |
| 廃止計画 | 施設全体(敷地含む)の廃止予定:2030年度 | C— |
| | 以前 | |
| | 施設全体(敷地含む)の廃止予定:2030年度 | В |
| | より後 | |
| | 施設全体(敷地含む)の廃止予定:時期未定 | В |
| | 計画なし | Α |

| 敷地と付随する建築物を | 平日、休日ともに電気を使用している | A |
|---------------|----------------------|--------------|
| 合わせた電力使用状況 | 主に平日のみ電気を使用している | В |
| | 年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほ | C+ |
| | とんど無い | U+ |
| | 不明 | В |
| 空きスペースの面積 | 20 ㎡未満 | C— |
| | 20 ㎡以上で柵塀等の設置の必要はない | Α |
| | 20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保可能 | Α |
| | 20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保不可 | C— |
| 空きスペース全体が年間 | なる | C — |
| を通じて日影になるか | ならない | Α |
| ソーラーカーポート等で | 敷地に導入する太陽光発電は建築物でない | _ |
| 建築物の場合、建築基準 | 建ぺい率・容積率いずれも足りている | Α |
| 法の建ペい率・容積率が | 建ぺい率・容積率いずれかが不足する | C— |
| 足りるか | 建ペい率・容積率について未確認 | В |
| PV 設置できない他の要因 | ある | C+ |